

FinTechの未来(18) —FinTechに係る規制改革のポイント

近年の国内FinTech市場は急激な成長を見せているが、足元には不安がある。それは国内を取り巻く金融規制である。国内の金融機関は金融市場の安定化等を目的とした各種の規制を受け入れてきた。この安定化目的の規制こそが、新規参入や事業連携のハードルを押し上げ、FinTech市場拡大の障壁となりつつある。

日本では2016年5月、FinTech産業の促進を柱とした改正銀行法が成立した。政府は急拡大するFinTech産業の国際競争力強化にむけて舵(かじ)を切り始めた。

改正銀行法では、許可制が前提ではあるが現行法で規制している事業内容や出資比率の拡大を許容している。これにより、事業内容や市場占有率等を考慮した適正な市場拡大を後押ししている。

しかしながら、FinTechが生み出す新たなビジネスモデルへの対応は十分とは言えず、より一層の規制改革が急務な状況にある。例えば海外では個人間でのお金の貸借をマッチングするサービス等が拡大しているが、その一方で、マネーロンダリング(資金洗浄)やテロ等を目的とした不正資金の調達リスクも拡大している。新たなビジネスモデルへの規制は急務であるものの、現状では各国の自主規制に依存している状況にある。

日本では金融庁が「平成27年事務年度 金融行政方針」内でFinTechへの取り組み姿勢を示している。その一環として、金融庁内の制度に関する企画・立案機能である総務企画局に「FinTechサポートデスク」を設置している。これにより規制に関する情報連携の早期化等のサポート強化を図っている。

また16年4月には「FinTech・ベンチャーに関する有識者会議」を設置し、「FinTechエコシステム」の実現に向けた方策を検討するとともに、金融業に与える影響等の議論に乗り出している。

規制環境の変化は、ともすれば市場成長の阻害要因となるため慎重な議論が欠かせない。一方で、その検討スピードも大変重要である。

一步踏み込んだ対策として、英国で既に開始されている「レギュラトリー・サンドボックス」がある。これは新たなサービスを実験し、それを規制当局がモニタリングするための仕組みである。適用範囲の見極めは論点となるが、国内でも導入が期待される。

今後日本においても、既成の概念にとらわれない規制改革の進め方を実践し、市場に対してタイムリーに刺激を与えてほしい。法令改正やガイドライン告示等の各種施策について、その対応負担やスピード感の違いを踏まえつつ、市場成長の推進力となる規制改革の実現を期待したい。

執筆者



デロイトトーマツコンサルティング シニアマネジャー 酒井 慎(さかい しん)

国内コンサルティング会社を経て現職。大手金融機関を中心にIT戦略やシステムリスク管理等に関するプロジェクトに多数従事。

デロイトトーマツコンサルティング合同会社

金融・証券セクター

〒100-6390 東京都千代田区丸の内2-4-1 丸の内ビルディング

Tel 03-5220-8600 Fax 03-5220-8601

www.deloitte.com/jp/dtc

デロイトトーマツ グループは日本におけるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(英国の法令に基づく保証有限責任会社)のメンバーファームおよびそのグループ法人(有限責任監査法人 トーマツ、デロイトトーマツコンサルティング合同会社、デロイトトーマツ ファイナンシャルアドバイザリー合同会社、デロイトトーマツ税理士法人およびDT弁護士法人を含む)の総称です。デロイトトーマツ グループは日本で最大級のビジネスプロフェッショナルグループのひとつであり、各法人がそれぞれの適用法令に従い、監査、税務、法務、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリー等を提供しています。また、国内約40都市に約8,700名の専門家(公認会計士、税理士、弁護士、コンサルタントなど)を擁し、多国籍企業や主要な日本企業をクライアントとしています。詳細はデロイトトーマツグループWebサイト(www.deloitte.com/jp)をご覧ください。

デロイト トーマツ コンサルティング(DTC)は国際的なビジネスプロフェッショナルのネットワークであるDeloitte(デロイト)のメンバーで、日本ではデロイト トーマツ グループに属しています。DTCはデロイトの一員として日本のコンサルティングサービスを担い、デロイトおよびデロイト トーマツ グループで有する監査・税務・法務・コンサルティング・ファイナンシャルアドバイザリーの総合力と国際力を活かし、あらゆる組織・機能に対応したサービスとあらゆるセクターに対応したサービスで、提言と戦略立案から実行まで一貫して支援するファームです。2,300名規模のコンサルタントが、デロイトの各国現地事務所と連携して、世界中のリージョン、エリアに最適なサービスを提供できる体制を有しています。

Deloitte(デロイト)は、監査、コンサルティング、ファイナンシャルアドバイザリーサービス、リスクマネジメント、税務およびこれらに関連するサービスを、さまざまな業種にわたる上場・非上場のクライアントに提供しています。全世界150を超える国・地域のメンバーファームのネットワークを通じ、デロイトは、高度に複合化されたビジネスに取り組むクライアントに向けて、深い洞察に基づき、世界最高水準の陣容をもって高品質なサービスをFortune Global 500®の8割の企業に提供しています。“Making an impact that matters”を自らの使命とするデロイトの約225,000名の専門家については、[Facebook](#)、[LinkedIn](#)、[Twitter](#)もご覧ください。

Deloitte(デロイト)とは、英国の法令に基づく保証有限責任会社であるデロイト トウシュ トーマツ リミテッド(“DTTL”)ならびにそのネットワーク組織を構成するメンバーファームおよびその関係会社のひとつまたは複数を指します。DTTLおよび各メンバーファームはそれぞれ法的に独立した別個の組織体です。DTTL(または“Deloitte Global”)はクライアントへのサービス提供を行いません。DTTLおよびそのメンバーファームについての詳細はwww.deloitte.com/jp/aboutをご覧ください。

本資料は皆様への情報提供として一般的な情報を掲載するのみであり、その性質上、特定の個人や事業体に具体的に適用される個別の事情に対応するものではありません。また、本資料の作成または発行後に、関連する制度その他の適用の前提となる状況について、変動を生じる可能性もあります。個別の事案に適用するためには、当該時点で有効とされる内容により結論等を異にする可能性があることをご留意いただき、本資料の記載のみに依拠して意思決定・行動をされることなく、適用に関する具体的事案をもとに適切な専門家にご相談ください。